平成 17 年度 3 月議会 一般質問 Q&A

平成 17 年度 3 月議会一般質問内容:(クリックすると内容がご覧いただけます)

- 1. 子育で日本一を掲げた子育で支援策
- 2. 治水問題について
- 3. 1市 2 町の合併について
- 4. 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

1. 子育で日本一を掲げた子育で支援策

西濃圏域 10 市町の合併の中で打ち出された子育で日本一の政策が、合併が破綻してもそのまま引き継がれたことは、大いに評価したいと思います。特にことしの予算では、乳幼児の医療費助成制度の対象を小学校の 2 年生まで拡充されたことや、不十分とはいえ、少人数学級では一歩踏み出したことを評価いたします。ただ、子育て支援策の中には、子育で日本一とは余りにもかけ離れた施策もあり、市長のお考えを聞かせてください。

- 1)児童館の整備についてです。この必要性や大垣市の実態については12月議会で取り上げましたので繰り返しませんが、県下では多くの自治体に設置されていますが、大垣市には一つもありません。地区センターを位置づけされているようですが、児童館のような児童厚生員といった人的配置や、専用の場所が保障されていない地区センターでは、地域の子供たちの活動拠点にはなりません。今後、子供たちの地域の居場所をどう保障していくのか、市長さんのお考えをお聞かせください。
- 2) 保育料の減免についてです。子育て日本一の政策で、若い夫婦が最も喜んだのが保育料の減免でした。保育料の減免率について、県下の自治体の中で大垣市はどのレベルにあるのか明らかにしてください。そして、岐阜市並みか、それ以上に引き上げることを求めますが、いかがでしょうか。
- 3)留守家庭児童教室の土曜日保育についてです。当初、大垣市は留守家庭児童教室を全校下に設置し、県下でも進んだ自治体でした。しかし、学校5日制が導入されたときに、学校休業日に留守家庭児童教室を開設するのはおかしいということで土曜日保育をやめ、まるごと土曜学園で対応することになりました。しかし、まるごと土曜学園では、共働き家庭やひとり親家庭の子供の受け皿にはなりません。留守家庭児童教室を青少年の健全育成の視点だけではなく、共働き家庭、ひとり親家庭の子育て支援の視点で位置づけてくださることを求めます。

回答

市長

それでは、子育て日本一を掲げた子育て支援策につきまして御答弁申し上げます。

初めに、児童館などの整備についてでございますが、本市では、子供から高齢者まで、生涯学習や地域活動などの拠点施設として、各所に地区センターを設置しており、幅広く活用されております。この地区センターは、児童館の機能をあわせ持つ施設としても位置づけ、整備してきたものでございます。地区センターでは、乳幼児とその保護者の交流場所として、4ヵ所で子育てサロン事業を実施するなど、子育て家庭への支援に寄与しております。しかし、少子化が進展し、子育て支援への要望が高まっております。今後、地区センターでの子育て支援策の内容充実に努めてまいりたいと思います。

それから次に、保育料の減免率をせめて岐阜市並みにということでございますが、子育て家庭への経済的支援の一助として、保育園の保育料を国の徴収基準より下げて設定をいたしております。その軽減率は、平成 15 年度決算で12.46%となっており、各務原市の21.63%、岐阜市の19.92%、羽島市の14.79%などと比較しますと、岐阜県内では低い水準にあります。こうした中、本年度じゅうに策定をいたします次世代育成支援行動計画におきまして、保育料を子育て中の保護者の経済的負担の軽減に配慮するとして位置づけており、軽減率につきまして、今後財政状況を見つつ検討してまいりたいと存じますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以下、担当部長より御答弁を申し上げます。

教育委員会事務局長

放課後児童クラブ、留守家庭児童教室の充実について御答弁申し上げます。

御案内のとおり、本市では留守家庭児童教室を平日及び長期休業中に17小学校区すべてで開設し、平成17年2月現在で758人を受け入れ、保育しながら生活指導や学習指導を行っており、大変喜ばれているところでございます。学校休業日の土曜日には、御存じのように、現在、市内で各地域のボランティアの方々のお力をおかりし、大垣まるごと土曜学園を行っており、大変好評を得ておりますので、今後ともこの事業を発展、継続させ、実施してまいりたいと思います。

また、御質問の留守家庭児童教室の土曜日開設につきましては、指導員の勤務体制や、学校の管理面などにも課題がございますので、大垣まるごと土曜学園に参加してない子供たちへの勧誘を優先してまいりたいと考えております。 御理解賜りますようお願い申し上げます。

再質問

地区センターを児童館の機能を有するという位置づけでおっしゃっておられますが、ただ児童館の機能を有するには、それなりの条件があります。それは、 先ほどお話しした児童厚生員とか専用の場所とか、そういうことがきちんと拡張されて整備されるならば、それは結構だと思いますので、今後はその点も含めて検討していただきたいと思います。

それから、保育料の減免に関しては 12.46%、これは私も調べましたけれど、 県下のすべての自治体の中で最下位です。これは何とか早く脱出していただき たいというふうに思います。

それから、留守家庭児童教室の土曜日開設ですけれど、今のまるごと土曜学園では、共働き家庭とかひとり親家庭の子供さんを受けとめるには無理があります。その辺のところを重々検討されて、今後の対応をお願いしたいと思います。

回答

市長

いろいろと御質問がございましたけども、まず子育て日本一の支援策のことで、地区センターの児童館としての位置づけ、内容ということでございますが、 先ほども申し上げましたように、子育てサロン事業など、子育て支援策の充実 にも努めてまいりますし、この地区センターの活動内容の充実に今後とも努め ていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほども申し上げました保育料の減免率の課題でございますが、 これも本年度中に策定いたします次世代育成支援行動計画の方で、保育料を子 育て中の保護者の経済的負担の軽減に配慮するということを位置づけておりま すので、今後の財政状況を見ながら検討してまいりたいと思いますので、よろ しくお願いいたします。

▲上へ戻る

2. 治水問題について

次に、市長選に当たって、もう一つ質問いたします。これは治水問題についてです。12 月議会で取り上げましたが、私の質問に答えていただけなかったことについて再度質問いたします。

- 1) 揖斐川の支流である牧田川、杭瀬川、相川などの流域にあるこの地域は、 地理的条件などから昔から輪中の発達した地域ですが、宅地化の進展により、 保水能力の低下、そして近年は地球温暖化による異常気象で集中豪雨の多発な ど、水害をもたらしています。河川への排水だけでは限界があり、この地域の 内水被害に対する対策についてお聞かせください。
- 大谷川洗堰からの越流による荒崎地区の水害対策ですが、今までの当局 2) の答弁ではっきりしていることは、平成19年度に第1期工事完了後、洗堰 を 1.05mかさ上げするというところまでです。その後の対策は決まってい ません。第1期工事が完了しても、洪水調整機能としての洗堰は残ります。 集中豪雨でいざというときは洗堰から水があふれ出ることになり、基本的 には今と同じ状態が続くことになります。第 2 期計画では、住民合意を得 て洗堰を解消するとなっていますが、住民合意を取りつける具体的な動き はありません。その一方で、大谷川右岸側に輪中堤築堤案を県の河川課が 検討していたことも明らかになりました。また、平成14年の9月議会では、 故渡辺雄次議員が県道東側沿いに防水壁の設置をしてはという提案をなさ れております。この提案に対する市長さんの答弁は、「一つの対策案として 検討を進めてまいりたい」と答弁されています。あれから 2 年以上たちま したが、どのように検討されたのでしょうか。今後、第 1 期工事完了後の 荒崎地域の水害対策について、どのように進めていくのかお聞かせくださ い。

回答

建設部長

当地区を含め、本市は輪中を形成する特異な地理的環境にあり、豪雨時においては各河川の水位の上昇により、自然排水での内水排除ができず、すべて機械排水に頼らなければならない状況であります。また、近年の都市化の進展による土地利用形態の変化に伴う保水能力の低下や、降雨状況の変化などに対応するため、平成15年度より3ヵ年で、大垣市排水基本計画の見直しを行っております。見直しに当たっては、一級河川の整備状況や、既存施設の排水能力を把握し、水路改修や排水機場増改築だけでなく、流域変更を伴うバイパス水路や雨水貯留施設等も加えて検討を行っております。

次に、大谷川右岸側の輪中堤築堤案でございますが、平成 14 年、県が相川・大谷川・泥川河川整備計画について関係地区の住民の皆様に説明会を開催した 折、配布させていただきました資料の中で、輪中堤築堤案についても示されて おりましたが、その説明会で洗堰を 1.05mかさ上げする第 1 期計画について住

民合意が得られ、現在、平成 19 年度完成に向けて河川改修が鋭意進められております。第 2 期計画も洗堰解消に向け、今後関係する地域の合意形成を図りながら進められる計画であります。今後とも、この地域の治水対策が推進されますよう、国土交通省、県などの関係機関に対して、地元住民の皆様とともに要望してまいります。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

再質問

今までのお話ですと、平成 19 年度第 1 期工事完了の後、洗堰を 1.05mかさ上げする、これはほぼ確認されていることです。私がきょう質問してお聞きしたいことは、その後どのような形で住民合意を取りつけていくのかということにあります。1980 年に洗堰が 60cmかさ上げされた後も何回も越流があり、水害が起きています。その間、荒崎地区の人々は市に対して何度も陳情してきましたが、この 4 年間だけでも 2 回の浸水に遭っています。この状態は、平成 19 年度 1 期工事が完了し洗堰が 1.05mかさ上げされても、基本的には、この洪水調整機能としてのこの地域のその構図には変わりがありません。特定地域の犠牲の上に成り立つ治水対策は、もうここでやめてはいかがでしょうか。そして、住民の対立を理由にこの状態を無限に延ばさないためにも、住民のコンセンサスを取りつけるため行政がどれだけ骨を折るかにかかっていると思います。次期市政の続投を表明されている小川市長さん、歴史に名を残すよう、その決意のほどをお聞かせください。

回答

市長

御指摘のように、特定地域の犠牲によって成り立つ治水対策というのがよくないことは、これは明らかでございます。そのためにも、平成 14 年 11 月に、平成 19 年度を目途として洗堰を 1.05mかさ上げする整備計画が提示をされまして、そして荒崎地区だけではなく、静里、綾里の住民の皆様の合意を得て、そして事業が実施されているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

▲上へ戻る

3. 1 市 2 町の合併について

次に、1市2町の合併について質問します。

17日の臨時議会で合併協議会の設立を決め、1週間後の25日には合併の調印式を行うという超スピードの合併劇となりました。その間、協議会は1回開いただけという、住民無視も甚だしい展開となっています。説明会が市内4会場で実施されました。私も2ヵ所の会場に出席し、参加されている方々がどのような御意見や疑問を持っておられるか聞きました。発言された多くの方は、1市2町の飛び地合併の必要性について質問されていました。それに対して市長さんは、車社会だからとか、合併は時代の趨勢といった説明で答えられていましたが、そこに出席されていた方々が納得されたとは私には受け取れませんでした。ある方は、もっとすっきりした納得のいく説明が欲しいとおっしゃっていましたが、説明会の参加者の反応を市長さんはどのように受けとめられましたか、まずお聞きいたします。

次に、1 市 2 町の合併に伴う課題として、次の 4 点が 1 月 18 日の合併に関する委員会の中で明らかにされました。

- 1)上石津町が南濃衛生施設利用事務組合から脱退するに当たって、約 9 億円の負担金をどうするのか。
- 2) 都市計画税の徴収の対象地域でない上石津町の下水道事業の取り扱いについて。
- 3) 養老町に委託している上石津町の消防業務について。
- 4) 墨俣町の下水道事業について、安八町の処理施設に接続することになっていますが、今後どうなるのか。墨俣の住民からお手紙をいただきましたが、これはどうも接続が難しいということで、接続ができなかった場合はどうするのかといった声も出ております。

説明会では、この4点の問題について市民に対して何も説明されませんでした。 現在、どのような状況になっているのか明らかにしてください。

回答

企画部長

合併に関する住民説明会につきましては、2月18日から20日にかけて、市内4会場で、延べ400人に御参加いただき開催いたしました。一部の方からは、飛び地での合併をなぜ進めるのかといった御質問もいただきました。しかし、多くの皆様には、今回の合併は地方分権社会に対応するための取り組みであることや、1市2町それぞれが持っている個性を生かしたまちづくりを進めることで発展の期待が持てること、また大垣市の将来を展望する中で、第一歩となる合併として十分御理解いただいたものと思っております。

次に、合併に当たっての課題についてでございますが、まず上石津町の南濃

衛生施設利用事務組合からの脱退につきましては、既に脱退の申し入れが組合に出されておりますし、上石津町の消防業務の委託や、墨俣町の下水道事業なども、それぞれ関係する町と今後協議が進められることとなっており、市といたしましても、課題解決に向けて支援をしてまいりたいと考えております。また、上石津町の下水道事業につきましては、使用料など、当面現行どおりとすることで調整が図られております。

再質問

先ほどの御答弁では、多くの方に理解されたのではと言われますが、合併説明会の後、この飛び地合併について、私ども共産党の事務所に多くの方が御意見をお寄せくださいました。約8割の方が飛び地合併に反対、十分に説明されているとは思わないという御意見でした。そのほかにも、私のところに直接お手紙をいただきまして、ある方は上石津町に再三足を運んでごみ問題を調べ、その実態から、もしかしたら岐阜市のような二の舞になるのではないかという心配をされる方もありました。これら多くの意見を寄せてくださった方々、そいてまた説明会で発言された方々は、必ずしも合併そのものに反対という方はかりではありません。どちらかというと、多くの方は10市町の合併には賛成していた人たちもおられるのではないかと思いました。その方たちが引っかかっているのは、なぜ飛び地合併を無理してまで進める必然性があるのかといった疑問、その素朴な疑問に説明会では答えていません。10市町の合併が破綻した原因は何か、そこのところをすっきりさせないで、残った2町との合併と言っても納得がいかないのではないでしょうか。

1市2町の新市まちづくり計画案の中に合併の必然性や合併の効果が最初に書いてあります。しかし、その内容は 10 市町の 30 万中核都市構想の合併と全く同じ内容です。今回は飛び地合併であり、人口は 1 万人ちょっとだけふえるだけです。当初とは条件ががらっと変わったわけですが、合併の効果では、10 市町のときのアンケートの結果が資料としてそのまま使われているわけです。これはペテンとも言えるんじゃないですか。これでは市民が納得するわけがありません。小川市長さんは所信表明で、かがやきトークなどを通して市民の皆様から直接御意見を伺いながら、市民協働によるまちづくりを推進すると言われています。しかし、今回の合併の進め方は、とてもそのようには受けとめられませんでした。もう一度、どのように受けとめられたのか、市長さんのお考えをお聞かせください。

回答

市長

1市2町の合併問題につきまして、市内4ヵ所におきまして住民説明会を開催させていただいたわけでございます。そのときにも参加者の方の御意見にもございましたように、市民の多くの方々、参加されない方々も多くの方が賛成の意思であると、むしろ少数の反対の方々が意見を述べられているというような御意見もございました。そういった御意見というのが大勢なのではないかというふうに思っておりますし、私自身、今までも飛び地合併の問題、あるいはまた広域合併の必要性につきましては、住民説明会のみならず、かがやきトークあるいは広報おおがき等においていろいろと説明させていただき、市民の皆さんの御理解を得てきているというふうに理解をいたしております。皆様方の御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

▲上へ戻る

4. 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

今議会には、大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について議案が出されています。この条例案は、今までは任期付の職員の採用は専門的な職員に限定した制度でしたが、一般職にまで拡大したものです。適用業務として、一定の期間内に終了することが見込まれる業務と一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務、この二つの要件がついていますが、公務労働の本格的業務にこのような制度を導入することは、公務の継続性や住民のプライバシーなどの個人情報の保護などが危険にさらされ、住民サービスの後退につながるのではないかと危惧いたします。また、任期付職員は職員定数に数えられ、正規職員を任期付職員で置きかえることにもなり、不安定雇用を公務に持ち込むものです。そこで、次の3点についてお聞きいたします。

- 1) 今まで高度な専門職職員は嘱託などで採用されていると思いますが、一般職の二つの要件に当てはまる仕事は臨時職員などで対応してきたと思いますが、今なぜ条例化をする必要があるのですか。
- 2) 任期付職員の本格的な業務への採用は、公務の継続性や市民の個人情報の 保護などが危険にさらされ、市民サービスの後退につながると思いますが、 いかがですか。
- 3) 当然、職員組合との協議がなされたと思いますが、組合との合意は得ているのでしょうか。

回答

企画部長

地方行政の高度化、専門家が進む中、地方公共団体内部では得られにくい専門 的な知識経験、またはすぐれた識見を有する者の採用の円滑化を図ることを目 的として、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が平成 14 年 7月に施行されました。さらに、地方分権の進展、民間における雇用形態の変化 に伴い、任期付職員の採用の拡大を初めとする任用・勤務形態の多様化に係る 制度を導入するため、同法の一部改正が行われ、平成16年8月1日から施行さ れております。特にこの改正では、新たに公務の能率的運営を図るため、一定 の期間内に終了が見込まれる業務や、一定期間内に業務量の増加が見込まれる 場合にも、任期付職員の採用による対応が可能となっております。また、市民 サービスを向上させる場合や、部分休業の代替として対応するため、任期付短 時間勤務職員の採用についても制度化されております。本市におきましても、 こうした法律の趣旨に基づき、特定の業務に対応するため、本条例を提出させ ていただいたところでございます。このような任期を定めた職員の採用は、専 門的な知識経験を有する者や、一定期間内における業務の増加や終了などが見 込まれる場合に柔軟な対応が可能であり、優秀な人材の確保や、行政の効率化 の面で効果が期待されるところでございます。

なお、御指摘のございました公務の継続性につきましては、職場研修の実施などにより特に支障を来すことはなく、また任期付職員の服務等につきましても、地方公務員法の適用を受けるため、守秘義務の確保などの点でも市民の皆様の信頼を得られるものと考えております。

また、職員組合との協議につきましては、定期協議におきまして条例制定の 趣旨を説明させていただき、おおむねの御理解を得ております。

いずれにいたしましても、今後ますます複雑化、多様化する住民ニーズに的確に対応し、効率的な行政運営を推進するためにも、任期の定めのない職員の採用を原則としながら、任期付職員の活用を図り、市民サービスの向上に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

再質問

この任期付職員の採用は、本格的業務、それも住民に対するサービスの中核的部分を担うものとされ、その適用業務について示されていますが、あいまいなために無限定に拡大されるおそれがあります。例えば、何年か後にアウトソーシングが予定されているような場合、正規職員のかわりに任期付職員を導入するということもあり得るわけです。また、合併論議の中でも 150 人の人員削

減の話が出ましたが、これから何年間か先は団塊の世代の方が定年退職を迎えます。その穴埋めを正規の職員を採用せずに任期付職員で埋めるなど、人件費を削減していくためのものに使われるのではないかと心配しています。そもそも自治体職員は、その専門性や知識は住民の財産であり、地方自治の担い手であります。そのためには、人権感覚、専門性、現場性などを磨くため、時間をかけた人事政策が必要です。安易に本格的業務に不安定雇用を導入することは、公務の継続性や住民の個人情報の保護といった点で問題があり、自治体の住民サービスの低下につながると思います。

最後に、組合との協議で話し合われたかどうかはわかりませんが、現在働いている臨時非常勤職員の切実な要求である処遇改善などについて、今回の任期付職員の導入でどうなるのか。もしかして、従前の臨時非常勤職員をそのまま温存され、職員間に新たな階層分化をもたらすおそれがあるのではないでしょうか。検討すればするほど、この一般職の任期付職員の採用は問題を感じます。

回答なし

▲上へ戻る